委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	O 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県	
3. 市区町村名	鹿児島市	
4. 届出番号	28	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-0	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/gyokan/mynumber_dokujiriyo	

執行機関名 鹿児島市長

その他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	障害者福祉サービスの給付等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第55号)別表第1 第8の項 障害者福祉サービスの給付等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年11月7日法律第123号)第1条	鹿児島市ゆうあい訪問給食事業実施要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法 (昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)、児童福祉法 (昭和22年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第1条 この要綱は、<u>重度身体障害者</u>に対して、計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、<u>障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る</u>ゆうあい訪問給食事業(以下「事業」という。)の実施について必業要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範